



2020年3月6日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問 合 せ 先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

株主による株主総会の招集許可申立てに係る許可決定に関するお知らせ

当社は、2019年10月23日付プレスリリース「株主による株主総会招集許可の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社株主であるアルファレオホールディングス合同会社（本店：東京都千代田区、代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行、以下「本株主」といいます。）より、東京地方裁判所に対して株主総会招集許可の申立て（以下「本申立て」といいます。）が行われておりましたが、本日、同裁判所より、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主総会招集許可決定主文の内容

(1) 申立人に対し、下記事項を目的事項とし、令和2年4月17日までの日を会日とする乾汽船株式会社（本店 東京都中央区勝どき一丁目13番6号）の株主総会を招集することを許可する。

記

乾汽船株式会社の令和元年6月21日開催の定時株主総会で導入が決議された「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の廃止

(2) 手続費用は、各自の負担とする。

2. 株主総会招集許可決定に至った経緯

本株主は、2019年9月11日付プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載のとおり、2019年9月6日付株主総会招集請求書において、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決の上で導入された「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の廃止を株主総会の目的事項に含む臨時株主総会の招集を請求しました。

これに対し、2019年10月7日付プレスリリース「臨時株主総会の開催日時および場所、付議議案、株主提案に対する当社取締役会の意見ならびに総会検査役選任の申立てに関するお知らせ」において当社が公表したとおり、当社は、本プランの廃止に係る議案について、その適法性に疑義があると判断して、2019年11月4日開催の臨時株主総会の目的事項として取り上げませんでした。そうしたところ、本株主は、2019年10月11日付で本プランの廃止を目的事項とする株主総会の招集許

可を求めべく本申立てを行いました。

当社は、本株主及び裁判所に対し、当社の見解について説明してまいりましたが、本日、同裁判所より、決定書を受領いたしました。

3. 株主総会招集のための基準日及び株主総会の開催予定日等について

現時点において、本株主から当社に対して、株主総会招集のための基準日及び株主総会の開催予定日等に関する連絡はございません。

4. 今後の対応

当社は、東京地方裁判所の決定を受け、真摯に対応してまいる所存でございます。今後、発生事象等につきましては、把握次第、速やかにお知らせする予定です。

以上